

知的財産契約の実務（第26回）



著作権契約の実務

—著作権保護の無方式主義を考慮して—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目次

はじめに

I 著作権制度の概要

1. 著作権法の目的
2. 著作者
3. 著作物
4. 著作者の権利
5. 著作権
6. 著作隣接権
7. 登録制度

II 著作権契約に関する基本的事項

1. 著作権の調査方法
2. 著作権契約
3. 著作権ライセンス契約の基礎的事項
4. 著作権ライセンス契約ドラフティングの基礎的事項

III 著作権ライセンス契約の実際

1. 契約書作成の実際
2. 著作権契約ドラフティングのチェックポイント
3. ライセンスポリシー
4. ロイヤルティの考え方
5. ライセンス契約の交渉
6. 著作物利用許諾契約書文例

IV 著作権譲渡契約

1. 著作権譲渡契約

2. 著作権譲渡契約書文例

V 商品化権契約：キャラクター利用許諾契約

1. キャラクター利用許諾契約

2. 商品化権に関する契約書文例

まとめ

はじめに

昨今、事業活動の中において、著作権問題は非常に重要な位地を占めている。しかし、著作権問題は、実務上極めて難しい多くの問題を含んでいる。例えば、著作権法制は、無方式主義による権利保護、作者の権利として著作者人格権と著作権（財産権）とが存在すること、法人著作制度（法人には必ずしも法人格を必要としない）等実務上難しい問題が多く存在している。

現実の企業活動においては多種多様な創作が行われ、その創作においては、多くの素材を利用することが一般的である。利用しようとする各素材には、他人の著作権等の知的財産権が存在する場合があります、素材に他人の著作権等の知的財産権が存在する場合においては、原則として、事前に著作者や著作権者と、契約を締結する必要がある。

I 著作権制度の概要

1. 著作権法の目的

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする（第1条）。

2. 著作者

著作物を創作した者が著作者であり、原則的に著作者人格権と著作権を無方式に享有する（第17条2項）。著作権は財産的権利であり、他人に譲渡したり、著作権者が死亡した場合には相続ができる。従って、著作者が、著作権を譲渡したり、相続された場合には、著作権者は著作者から著作権を譲り受けた者、相続した者になる。著作者人格権は、譲渡も相続もできない。

著作権法は、著作者について、次の特例を規定している。

① 法人著作（第15条1項）

法人その他使用者の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限りその法人等とする。

なお、法人には、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む（第2条6項）。そのような中で、著作物の制作を外注した場合の法人著作権問題は重要である。

② 映画の著作物の著作者（第16条）

映画の著作物の著作者は、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体に創作的に寄与した者とする。

3. 著作物

思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（第2条1項1号）。著作物としてみとめられるには、次の条件が必要である。

① 思想・感情を「創作的に」表現したもの

他人の作品の単なる模倣であってはならず、そこに作者独自の思想感情の表れがなければならない。従って、独自に創作されたものであれば、偶然に他人の作品と類似したものであったとしても、独自の著作物として保護される。

② 思想、感情を外部に「表現」したもの

考えただけでは、著作物とはならない。他人に話して聞かせたり、紙に描いたりして外部に表現されていることが必要である。

③ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

機械的な製品や技術的、実用的な作品は、著作物とはならないとされている。しかし、コンピュータ・プログラムのように、技術的実用的なものも著作物として保護されている。

なお、単なる事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、著作物ではなく（第10条2項）、また、憲法その他の法令、国又は地方公共団体の告示等、裁判所の判決等の著作物は権利の目的にならない（第13条）。

4. 著作者の権利

著作者は、著作者人格権と著作権（財産権・譲渡可能）を享有する（第17条1項）。また、権利の享有には方式的要件を必要としない（第17条2項）。（無方式主義）。

著作者人格権は公表権、氏名表示権、同一性保持権の三種類の権利からなり（第18条～第20条）、一身専属で譲渡不可であり（第59条）、著作者の死亡後においても侵害行為は許されない（第60条）。

5. 著作権

(1) 著作（財産）権（第21条～第28条）：著作権に含まれる権利（支分権）。

複製権、上演権及び演奏権、公衆送信権等、口述権、展示権、譲渡権、上映権及び頒布権、貸与権、翻訳権、翻案権等

(2) 著作権の制限（第30条～法第50条）

一定の条件の下で、著作権の行使は制限を受ける。私的使用のための複製、図書館における複製、引用、教科書への掲載、学校その他の教育機関における複製等

(3) 保護期間（第51条～第58条）

著作権の保護期間は著作物の創作の時に始まり、別段の定めがある場合を除き、著作者の死後70年を経過するまでの間存続する。著作物の保護期間の計算は、著作者の死亡した年、著作物を公表または創作した年の翌年の1月1日から起算する。

6. 著作隣接権

(1) 著作隣接権の内容

著作物の創作活動に準じた創作活動或いは著作物の伝達に貢献する者の権利として実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者に著作隣接権が認められている（第89条～第104